

不動産売払公示書（先着順売払）

国立大学法人北海道大学及び独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校（以下、総称して「両法人」という。）が共同所有する下記１の不動産を、下記２の条件により先着者に売払います。

記

１ 売払物件

（１） 売払物件の概要

【土地】

所 在	地 目	構 造	数 量
函館市花園町27番13	宅地	—	2,944.95㎡

【建物】

所 在	家屋番号	種 類	構 造	数 量	
函館市花園町 27番13	1及び2	共同住宅	鉄筋コンクリート 造亜鉛メッキ鋼板 葺5階建	1階	489.78㎡
				2階	489.78㎡
				3階	489.78㎡
				4階	489.78㎡
				5階	489.78㎡
				合計	2,448.90㎡
	—	自転車置場A	軽量鉄骨造亜鉛 メッキ鋼板葺平家建	1階	22.59㎡
	—	自転車置場B	軽量鉄骨造亜鉛 メッキ鋼板葺平家建	1階	16.94㎡

（２） 注意事項

- ① 売払物件は、土地上に存在する一切の構築物、樹木などを含むものとし、越境物がある場合についても現状のまま引き渡す。
- ② 売払物件及び諸規制については、必ず申込者自らが調査確認を行うものとする。

２ 売払条件

- （１） 売払価格 55,525,000円
（内訳）
土地価格 49,830,000円（非課税）
建物価格 5,695,000円（うち消費税額及び地方消費税額 517,727円）
- （２） 申込期間 令和８年10月15日 ～ 令和９年１月29日
- （３） 申込資格
次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）、成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ない者（なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。）
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしている者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者
- ④ 両法人から、取引停止の措置を受けている期間中の者（取引停止の措置を受けている期間中の者を、代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ。）
- ⑤ 売払物件に関する事務に関与した両法人職員
- ⑥ 売払物件の鑑定評価業務を請け負った者
- ⑦ 申込資格の審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又は当該者を代理人、支配人その他使用人として使用する者

3 契約関係書類の交付等

物件調書及び申込書類は、下記要領にて交付する。

(1) 交付場所

住 所 札幌市北区北8条西5丁目 国立大学法人北海道大学 事務局2号館1階

担当部署 財務部資産運用管理課（不動産活用担当）

電 話 011-706-3699

メールアドレス u-kikaku@finance.hokudai.ac.jp

(2) 交付方法

上記3(1)にて紙媒体又は電子媒体で交付する。なお、電子媒体での交付を希望する場合は、上記3(1)宛に電子メールにて、自己の氏名（法人にあってはその名称又は商号、担当者名）及び連絡先（住所、電話番号及びメールアドレス等）を明記し、申し込むこと。

4 現地説明

売払物件の現地説明を希望する者は、上記3(1)に示す連絡先に申し出ること。

現地説明の日時及び集合場所等は両法人と調整の上、決定するものとする。なお、急な申し出には対応できない場合がある。また、冬期間は積雪等の状況により現地説明の実施が困難となる場合がある。

5 申込書類の提出等

申込を希望する者は、上記2(3)に掲げる申込資格を有することを確認するため、契約申込書及び次に掲げる添付書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類（②のア及びイはいずれも発行後3ヶ月以内。）

① 様式1「契約申込書」

② 添付書類

ア 法務局法人登記の履歴事項全部証明書（個人の場合は住民票）

イ 印鑑証明書

ウ 様式2「役員一覧表」(法人の場合のみ)

※ 上記添付書類は申込資格の確認以外の用途には使用しない。

(2) 提出先

上記3(1)に同じ

(3) 提出方法

申込書類は持参もしくは郵送により提出すること。なお、郵送による提出の場合は、書留など配達記録が残る方法に限るものし、必要書類に不備がない申込を北海道大学が受理した時点で提出したものとみなす。

(4) 申込資格審査結果の通知

申込資格を確認した結果、資格を有すると認められた申込者に対し契約手続きを案内する。

6 契約の締結

申込者は両法人との間で不動産売買契約書により契約を締結するものとする。

申込者が非居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。)である場合で、外国為替令(昭和55年政令第260号)第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とする。

7 契約保証金等

契約保証金については、その全部を免除するものとする。

8 売買代金の支払方法及び所有権移転等

(1) 売買代金の支払方法

売買代金は上記6の契約締結後、両法人が発行する請求書にて一括納入するものとする。

(2) 所有権移転及び売払物件の引き渡し

売払物件の所有権は、申込者が売買代金を納付したときに移転し、当該所有権の移転をもって売払物件の引き渡しがあったものとする。

なお、両法人は、売買代金の納入確認後、速やかに売払物件の所有権移転登記に必要な書類及び売払物件に係る引渡し書類を申込者に、郵送あるいは両法人の指定する場所にて引き渡すものとする。

9 契約の公表

本契約の結果に関しては、上記6の契約締結後、両法人のホームページ上に契約締結日、契約相手先名称及び契約金額を公表する。

10 その他

申込者は、本公示書のほか、北海道大学で交付する物件調書の内容を十分理解の上、申込を行うものとする。

11 本件に係る連絡先

札幌市北区北 8 条西 5 丁目

国立大学法人北海道大学

財務部資産運用管理課（不動産活用担当）

電話 011-706-3699（担当：赤渕、相沢）

メールアドレス u-kikaku@finance.hokudai.ac.jp

令和 8 年10月15日

国立大学法人北海道大学

独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校